

会報

いしかわ

1992.7. No. 9



(沈床園から望む石川門)



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
定時総会	1
受賞者のことば	3
日政連石川県支部定期大会	4
会務報告	4
各部の活動状況	5
支部だより	5
意見箱のコーナー	8
事務局よりのお知らせ	13
広報部だより	13
会員の動き	13
編集後記	14

会報 いしかわ

職域の開拓に徹せよ

会長 山本 勉



平成4年5月28日(木)13時30分より石川県郷友会館で開催された石川県行政書士会平成4年度の定時総会において、提案された議案すべてが、会員の皆様方のご協力により可決決定をいただきました。執行部といたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

特に、平成4年度の事業計画については、職域拡大を実現するための具体性を盛込んだ計画を立てました。そして、これに関連する運営並びに活動に必要な財源の確保も、会員の皆様方のご理解とご協力によって、第5号議案であります会則変更に伴う会費の値上げでできました。従って、平成3年度業務活動の実績を基本とし、平成4年度はその業務活動をさらに倍増できるように目標を置き、積極的な部活動を通じ各幅広い分野に亘り、専門的に強力な運動を展開し、実りある職域確保を何としても得なければならないのです。

これが、執行部の基本的な姿勢でありますので、何卒ご理解を賜り会員の皆様方の力強いご協力とご支援を得て、平成4年度の事業計画達成のために誠心誠意邁進する所存であります。

以上、簡単ではございますが、新年度に向けての私の所信表明とさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

定時総会

盛会裡に開催・全議案を可決

平成4年度の定時総会が5月28日午後1時30分から石川県郷友会館にて開催された。

当日来賓として、石川県知事代理長生総務課長、窪田総務課法規係長、久保石川県司法書士会会长、堀内石川県社会保険労務士会会长の臨席を賜り会員180名(内委任状出席151名)の出席で開催された。

総会は、司会に山本総務部長が当たり、松原副会長が開会のことばを述べ、来賓紹介、山本会長の挨拶に続き、本会顕彰規則に基づき本会の発展に20年の永きに亘り貢献された4名(別記)の会員を表彰した。

続いて来賓挨拶として、長生総務課長よりお祝いと激励のお言葉をいただき、石川県知事、日本行政書士会連合会会长、富山県、福井県各行政書士会会长、石川県社会保険労務士会会长、石川県土地家屋調査士会会长からの祝電披露があった。



議案審議に当たり、議長選任について司会者一任の声が議場からあり、一同これに賛同したので、司会者は茅野勇平氏を指名した。議長は、就任挨拶の後、議事録署名人に藤井國穂・宮川外茂次両氏を指名して議事に入った。

第1号議案、第2号議案一括審議とし、予め総会前に議案書を各会員に送付し検討を戴いているので直ちに監事の監査報告後質疑に入った。特別質問者なきため出席者全員の拍手にて承認可決した。

第3号議案、第4号議案、第5号議案は関連性があるので一括上程した。出席会員から下記の質疑があった。

1. 事業計画の中に支部及び業務部の業務拡充と職域の確保について示されているが、支部の業務拡充について如何に考えているか。
2. 非行政書士の排除について
3. 予算案の内、宣伝活動費の大幅増の理由について
4. 第5号議案について

入会金及び会費の変更（値上げ）について
は知事の認可を必要とするのではないか

以上の質問について、会長及び担当部長からそれぞれ答弁があった。特に、第5号議案については知事の認可を必要とするので全面

訂正し、後日訂正された第5号議案（会則の変更について（案））を全会員に送付し、通知差替えをお願いすることとした。

質疑終了後、出席会員の承認を求めたところ賛成多数をもって承認可決された。

議案審議が終り、議長退任挨拶の後、町田副会長から総会に当り会員の協力のお礼と今後益々の活躍をお願いした総会終了の挨拶があった。

以上をもって午後3時20分総会は終了した。

○可決された議案

第1号議案 平成3年度事業報告

第2号議案 平成3年度決算報告並びに承認について

第3号議案 平成4年度事業計画（案）の承認について

第4号議案 平成4年度予算（案）の承認について

第5号議案 会則の変更について（案）

○会長表彰

業務歴20年以上

金沢支部 竹村元弘

小泉山男

森田茂吉

加賀支部 嶋谷清蔵

受賞のことば

開業の頃

竹村元弘(金沢支部)

白川事務所にお世話になっていて独立してからすでに22年が過ぎました。

開業当時、西泉の金沢土木事務所の近くに事務所を借りました。交通機動隊へ事故証明を取りに来る人の証明願を作成するのが目的でした。ところが、たまに事務所へ来られるのは事後処理で困っている人、相手方と示談をしてほしいなど、開業して間近かの私には難問ばかりでした。相談にのっただけではなかなか報酬はいただけません。

市道に面していたので戸を閉めきってお客様のない事務所にいると、車の震動、砂ぼこり、夏でしたので汗とほこりにまみれました。(仕事もしていないのに……)

これでは経費倒れと思い自宅に撤退したのが開業してから半年たらず、社会保険労務士の仕事の方が少しづつ増えていきました。

当時の思い出とお客様が私の宝物なのです。

受賞のことば

小泉山男(金沢支部)

ある梅雨上りの晴れた日、金沢の尾山(町)通りを歩いていました。ふと目に付いたのが「行政書士H・N事務所」と白地に黒字の、まだ真新しく、やや控え目な感じの標札でした。気が引かれ、ためらいながらも思い切ってその事務所の中に入りました。恰幅があり品もある中年の紳士が、ただひとりいて、温顔をもって親切に応対してくれました。業務のことなどを聞いているうちに打ち解けて来て、やがて、たがいの趣味(特に文芸)のこと

なども話し合い、いわゆる意気投合したのです。私が行政書士会の会員となり開業したのは、そのH・Nさんとの出会いが動機だったのです。

爾後H・Nさんからは御指導、御交説もいただき、仕事の上でもお付き合いの上でもいろいろな思い出があります。

はや20年が経過し、いま県の会長表彰を受けて、大先輩H・Nさんに深く感謝し、今後の御健勝を念じないではいられません。

ここにあらためて会員皆様に感謝しご健康とご隆昌をご祈念申し上げ、お礼の言葉いたします。

受賞のことば

森田茂吉(金沢支部)

このたび県の会長表彰を受け、身にあまる光栄と思って居ります。

会長はじめ会員皆様のおかげであり、厚く感謝申し上げます。

今後の会員皆様のご健勝とご繁栄を心からご祈念申し上げ、お礼の言葉といたします。

受賞にあたつて

鳴谷清藏(加賀支部)

このたび、まったく思いもかけない書士会の表彰を受けまして、全く感謝にたえません。長い年月大過なく過すことができましたことは書士会の諸先生方の心からなるあったかい庇護のたまものと厚く感謝しております。

人生の中途からこの業務を始めた私が、何一つこれという実績もなく、受賞したことにはただ感激の外ございません。今振り返ると光陰の矢の如き20年で、まことに平凡な日々にすぎなかつたけれども、年輪の積み重ねが

今日にあるとすれば、また心が新たになるものです。これを契機に今後共実に誠意に、職務を遂行していきたいと思います。

とりとめのない雑感ですが、最後に書士会の発展と、諸先生のご健祥をご祈念して受賞の所感といたします。

日政連石川県支部定期大会

総会に続き 5 分間休憩後同場所に於いて石川県支部の定期大会を開催した。

司会者に山本総務部長がなり、議長選任について議場に諮ったところ、議場より司会者一任の声があり、一同賛成したので、司会者は茅野勇平氏を指名した。松原副会長開会挨拶。山本支部長挨拶の後、ただちに議事に入った。議長は議事録署名人に藤井國穂・宮川外茂次両氏を指名した。

議事進行前に議長より特に動議があり、今回山中町会議員となられた私共の会員である浅井廣史氏より当選とご支援お礼のことばがあり、それにたいし出席会員が拍手で祝福し、今後の健闘を祈り激励を行った。

第 1 号議案、第 2 号議案一括審議とし、監査報告後、質問を受けたが特別質問なく拍手をもって承認可決された。

第 3 号議案、第 4 号議案一括審議の後、質問を受けたが特別意見なく拍手をもって承認可決された。

議長退任挨拶の後、小泉副会長が定期大会終了の挨拶を述べ、午後 4 時散開した。

○可決された議案

第 1 号議案 平成 3 年度運動報告

第 2 号議案 平成 3 年度決算報告並びに承認について

第 3 号議案 平成 4 年度運動方針（案）の承

認について

第 4 号議案 平成 4 年度予算（案）の承認について

会 務 報 告

○理 事 会

4 月 28 日午後 1 時 30 分から、本会会議室に於いて開催し、次の事項を審議し、決定及び承認した。

議案 平成 4 年度定時総会について

ア. 場所 石川県郷友会館

イ. 日時 平成 4 年 5 月 28 日

午後 1 時 30 分

ウ. 入会金及び会費値上げについて

入会金 70,000 円を
10,000 円とする。

会費年額 42,000 円を
54,000 円とする。

○支 部 長 会

2 月 6 日午後 1 時 30 分から、本会会議室に於いて開催し、次の事項を審議し、決定及び承認した。

議案 会員名簿の作成支援について

○部 長 会

4 月 20 日午後 1 時 30 分から、本会会議室に於いて開催し、次の事項を審議し、決定及び承認した。

議案 1. 平成 4 年度定時総会について

ア. 場所 石川県郷友会館

イ. 日時 5 月 25 日から 5 月末日
までの間で

2. 会費の値上げの件

各部の活動状況

● 監察部

会員同志の協調と団結

監察部長 茅野勇平

監察部は、ニセ行政書士の排除と職域の拡大確保を主たる目的で日々活動を行ってきたところであります。会員の諸先生方には、監察部の業務に対し、多大のご協力ご理解を賜り深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

本年度も10月に実施される予定である監察月間では「ニセ行政書士の排除並びに行政書士法の趣旨の理解」を訴えていき、権利擁護に努められる行政書士の確立を図りたいと考えております。

そこで監察部は、監察部本来の業務に加えて、会員同志の協調、融和、団結の推進についても取り組んでいきたいと考えています。と、申しますのは、ニセ行政書士の排除をして職域を拡大確保しても会員同志が一致協力をし、業務に精通し、業務を正確迅速に処理しなければ、一般市民の信頼を得ることはできません。ところが誠に残念ではありますが、一部の行政書士の中には「自分だけ良ければいい」という精神構造なのか他の行政書士が行っている業務を平然と横取りしたり、又、無差別に業務案内のハガキ等を郵送し、業務の確保を図る者も居るようで行政書士同志でトラブルが発生いたしております。無分別に自己の利益をはかることは断固許してはならないと考えます。

行政書士倫理綱領にも「行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない」とあります。全国的にも、単位会の法規部が各都道府県の担当者と協議を重ね、会則、規

則等を見直し、断固たる処分で処置する方向で検討がされております。監察部では、他の単位会と連絡をとり、日行連の指導と、担当官庁と協議の上、強い指導力をもって是正する方向で取り組む決意であります。

支部だより

● 輪島支部

輪島支部活動状況報告

1. 支部役員会

日 時 平成4年4月10日 PM2時～5時

場 所 ペンション ハトヤ

出席者 支部長他5名

議題 (1)支部総会提出議案の審議

(2)研修会開催についての協議

研修科目 建設業許可申請について

(3)その他

2. 輪島支部総会 会員24名

日 時 平成4年5月8日 PM2時30分～

場 所 ペンション ハトヤ

出席者 出席会員22名（委任状を含む）

来 賓 本会会長代理 松原副会長

司 会 谷口副支部長 議長 井上会員

議題 (1)平成3年度行事及び収支決算報告

(2)平成4年度行事及び収支予算案

(3)支部旅費規定一部改正の件

(4)その他（特別動議）

支部慶弔規定一部改正の件

結果 1号及び2号については全員異議なく承認可決された。

3号について、支部旅費規定第4条の日当を3,000円とする、に改正。

付帯決議 本会役員の日当についても現在2,000円であるので、その差

額を支部より補助することに決した。
4号について、会員の死亡金 10,000 円、配偶者又は父母その他同居の親族死亡の場合金 5,000 円と改正した。

3. 研修会 PM 4 時 30 分～6 時

内 容 建設業許可申請について

講 師 石川県輪島土木事務所

事業係長 内 田 博

支部会員全員（欠席者には郵送）に許可申請用紙の全部を配布しこれに基づき、講師から懇切丁寧に説明があった。

4. 懇親会 PM 6 時 30 分～

講師を交え出席者全員で楽しい懇親の機会を得た。

● 七尾支部

七尾支部活動の概要について

平成 3 年度における活動は極めて良好に推移したものと思われます。

1. 総会及び役員会

昨年は本会においても支部においても役員改選年度に当たり、支部会の意志反映が積極的にやれる会員の選任を目標に掲げて、年 5 回の開催のうち 4 回が役員及び総会議事に終始したことは、誠に異例で反省すべきであったと思う。然しながら、11月の役員会では支部会員の協調を目指し会員の研修旅行をどうするかを議題に通常の役員会の数倍の時間をかけて熱心討議決定したことは何ともいえない感がした。

2. 研修会

イ、7・23市内労働福祉会館で石川県土木管理課宗田主事、石川県七尾土木事務所来間主事を講師にお招きして「建設業関係の許可申請」について、会員 10 数名の

参加を得て約 2 時間余にわたり研修したが、非常に有益で参加者は異口同音に何時でも業務に対処することができると喜んだものだ。

ロ、引続き 7・25 七尾市婦人会館で、石川県農林水産部農政課池田・七尾市農業委員会多田両主事を講師に招請し、参加会員数 10 数名で約 2 時間余にわたって研修をしたが、好感を与えた。

ハ、車庫証明報酬額値上げ協議会を 8・2 12 時から七尾市内ビジネスホテル「ナイル」で講師に重森憲司氏、山本会長、今井県支部長会会長の出席を得て協議した結果、現行のとおり 500 円のアップを見たことは今更ながら団結と協調の成果に外ならぬものと思う。

ニ、1 泊 2 日の研修を兼ねた会員懇談会に旅行計画を変更して能登島町勝尾旅館に 11・9 午後 3 時から 20 名以上の参加を得て「土地税制と改正税法のあらまし」について支部長が講師となり 6 時まで熱心に研修を、引続いて懇親会に移り我を忘れて夜更まで、心行くまで語り、飲み、歌い和気藹々、記念撮影後散会した。

● 金沢支部

昨年の 12 月 19 日宅地建物取引業協会金沢支部より懇談会の申入があり、当方から 4 名の役員が出席しました。先方は大挙 30 余名の役員の方々が臨まれ圧倒された感がありました。当支部としては、他団体との交流は恐らく初めての経験ではなかったかと思われます。懇談会では、農地転用、国土利用計画法、国有財産払下げ、開発行為、車庫証明等多岐にわたり質問が飛び交い返答におおわらでしたが、

熱気溢れる雰囲気のうちに3時間に及ぶ懇談会を終了しました。「行政書士の業務についてまったく知らない、もっとピーアールすべきだ、うちの会報に原稿を執筆してほしい」等の要望が寄せられ大変有意義でありました。

また、今年の2月21日金沢市農業委員会並びに県総務課に対して下記の文面の申入書、要望書を提出いたしました。特に県総務課からは回答書をいただきましたので合わせてここにご紹介します。

申入書

初春の候、貴職におかれましては益々ご清栄の段お喜び申し上げます。また、日頃より当行政書士会の業務にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、貴職ご承知のとおり「法律」は私も行政書士が行う業務を「……官公署に提出する書類その他……を作成する。」「……書類を官公署に提出する手続きを代わって行い……」であると定めています。このことは、行政書士がこの業務の専門家として市民と官公署を身近に結ぶパイプの役目をさせ、また提出書類の不備やその他によるトラブルの未然防止を行ない、よって市民生活の向上に資するものだと私たちは理解致しております。

しかるに、昨今では貴農業委員会受付の諸書類（例えば農地転用申請書類）が行政書士でない者による明らかな「書類作成」や「書類提出代行」などの行為が行われており誠に遺憾に思うものであります。当会金沢支部においてはその改善策として、先般宅地建物取引業協会金沢支部役員の皆様との懇談会の折、行政書士法及びその趣旨を説明し理解を得たところでありまた、司法書士会等の他士業団体とも同様の話し合いを予定しております。

よって貴職におかれましても行政書士法の一層のご理解を賜り左記の件につき遵守頂きたくお願いするものであります。

記

1. 本人もしくは、行政書士でない者が農地法による許可申請書類の作成及び提出代行を行うことを防止すること。
1. 行政書士以外の者及び団体には各種申請書類等を大量に付与しないこと。
1. 明らかな「書類提出」代行行為の人には、これを注意し今後諸書類はこれを受け付けないこと。
1. 窓口業務の円滑化のため御市農業委員会との協議を行うこと。

要望書

貴庁取り扱いの許認可に係る申請書類の作成等に変更が生じた場合は、速やかに本会までご通知若しくはご指導賜りますことを要望します。

行政書士は行政と国民とのきずなとして、国民生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命といたしております。しかも、行政書士が取り扱います許認可に係る申請書類は多種多様であり、本会といたしましても、会員行政書士が許認可に係る申請書類の作成に際し、作成の要項又は取り扱いの運用等に変更が生じた場合は、直ちに通知し指導することが本会の取るべき重要な業務と考えますので、特段のご配慮をもちまして関係部所に上記に関しての周知方をお願い申し上げる次第であります。

つきましては、下記のとおり行政書士が取り扱います主たる業務についての小誌並びに一覧表を参考資料として添付いたしますので

よろしくご高配をお願い申し上げます。

回答書

このたび、石川県行政書士会から、県に提出すべき許認可等の申請手続について、法令上又は実務上その取扱いに変更があった場合には、同会へもその内容を通知願いたい旨依頼がありました。

行政書士は、行政書士法の定めるところにより、官公署に提出する書類を作成し、及びその書類を依頼主に代って提出することを業務としてできる者であり、住民と官公署のかけ橋として重要な職責を担う者であります。

よって、今回の依頼にこたえることは、単に個々の行政書士の営業上の利便を図ることにあるのではなく、住民が県に対して行うべき許認可等の諸手続が円滑にできることにより、その権利の保全及び義務の履行に資することになると考えられます。

また、円滑な諸手続は、貴職所管の行政事務の効率的な運営にも貢献するものと思われます。

以上の趣旨を御賢察のうえ、今後、許認可等の申請手続等に変更があった場合には、できる限り、石川県行政書士会へもその内容を通知されるようお願いします。

この様に支部単位で行動してもかなりの成果が期待できるものと思われます。今後も官公署に対して同様なアプローチを試みるべきだと考えます。

5月21日平成4年度の定時総会を片山津温泉・せきやにて開催しました。議案は、原案どおり承認可決され、その後、懇親会が開催され盛況裡に終了しました。

◎ 加賀支部

6月13日加賀支部平成4年度の総会を開催しました。（出席者12名）於 ばん亭

平成4年度の事業計画

1. 研修会の実施（年2回）

- ①農地法 ②車庫証明

2. 行政書士業務の宣伝

これは非行政書士排除月間に呼応して、加賀、山中地方のタウン紙に掲載予定。

3. 支部活動の活性化

行政書士業務の社会的認知を更に推進するため、支部会員結束して事業計画の実行に当たることを確認。

意見箱のコーナー

NHKの早朝ラジオ番組に「このごろ思うこと」というタイトルで、投書された言葉を放送していますが、私もこれを真似るわけではありませんが、日頃、思うことを書いてみました。

現在は、新聞雑誌はいうまでもなく日常対話の中でも、日本語か英語かそれとも何処の言葉か解りませんが「カタ仮名」の多いのには閉口です。その意味が解りませんから、多くの人に尋ね教えてもらいようやく話しの仲間入りというところですが、2・3日で頭が悪いのか理解力がないのか忘れてしまい戸惑う毎日です。日本語が乱れてきたのか、或は、私の不勉強か。

又、漢字にしましても「当用漢字」ということで、漢字の制限や字画の省略でその字を見ても字の意味がピンとこなくて戸惑いを感じます。昔といっては少々おかしいですが、例えば「しつけ」という字は「躰」。見ると

その意味がにじみでています。そして何となくあたたかみを感じます。このごろは何か「ギスギス」とした社会になったと感じるのは私の年のせいでしょうか。仲間意識をもっと大切にしたいものです。 (水元 震)

職務範囲の充実化について

1. 行政書士の職務範囲は大変広く、各分野にすべて精通した専門家が育たないのが現状だと思います。
2. そこで提案したいのですが部分的な専門家を集約して、各分野についての知識を会員全体の財産として同輩及び後進の者に残す方法を考えているわけです。
3. 方法はいろいろあろうかと思います。その一方として石川県行政書士会として身近な部分より書式集なり、書式解説集なりを、時間をかけて作ってゆけばよいのではないかと考えます。
4. 具体的には、行政書士なら誰でも直面する農地法関係書類にしても、各市町村で取り扱いが若干異なります。それは法的要請なのか単なるお願いなのか、認識して作業する姿勢を持ちたいからです。(堀野 茂)

人材と伯楽

朝刊を開くと見出しに「マニアル学生は要らない。面接の達人4氏の苦言助言」と活字が目に入る。そして面接学生がスラスラ答えると対する達人氏は、面接慣れが鼻につくと言い、理論的回答には短絡的だと言われる。又、別の達人が生きる目標がはっきりした学生が少ないと言う。面接学生と面接達人との

間の戦いの空気がひしひしと伝って来て、両方に御苦労様の声をかけたい気持だ。人が人を鑑定するのは至難の事だが。私には中学校の漢文で習った坐有の銘がある。中国の戦国策という書にある伯樂の話である。馬を売買する伯樂が一度 北の地を通り過ぎると、その後一日千里を駆る駿馬は全く居なくなってしまった。それは、伯樂が駿馬をすべて買いあげてしまったからである。駿馬は何時でも何所でも居るのだが、伯樂の様な抜群の能力者は何時も居るものではないのだと。

(高田 清)

プロ野球解説者について

この頃テレビの野球中継を見ていてつくづく思うのは、テレビ野球解説者のうるささと節操のなさ、非論理的(感覚的)な面である。昔はアナウンサーと一人の解説者で両者の呼吸というものがなかったが、今は解説者が2人もいて結果論的な評価ばかりでうんざりする。例えば無死ランナー一塁で、送りバントをしないで結果が悪い場合は非難するし、バントばかりすると管理野球でおもしらないという。指揮官の作戦には幾通りもあるのだから、その内の選択のひとつであるわけで、「作戦が裏目に出ましたね」で良いのである。又、ピッチャーの一球一球に対しても解説者が球種コースにつきいちいち予測して当らないことが多いが、それは当然だと思われる。その解説を聞いていても何の面白さもなく、ただうるさいだけで、私はたまに音声を消してTV観戦することもあるが、やはり音がないとさびしく、解説者の声だけ聞こえないTVがあればと思うこの頃である。 (芳野 和夫)

東京での思い出

私は金沢税務署から東京の小石川税務署に転勤した。当時の和久井署長のすすめで部内の本省採用銓衡試験に合格して大蔵省主計局に採用され①給与課（給与予算の統轄・監査・政府関係機関役職員の給与・旅費・共済組合等の事務）及び②法規課（財政・会計制度の調査・企画・法令に基づく収支・物品・債権に関する協議等の事務）等に勤務したが、胃潰瘍のため入院し、退院後は大蔵省の支分部局である③関東財務局理財部（主として、本省の主計局・理財局・証券局・銀行局の所掌事務の一部を担当）の主計課及び証券検査課に勤務し、平成 2 年 3 月停年で退職した。

その間心温まる先輩・同僚・後輩の親切な指導・助言等を得て大過なく行政事務に従事できたことは誠に光栄である。また、在職中は各省各庁の行政事務担当者及び各、都・県・市町村の地方行政事務担当者の指導又は体験と経験により幅広い知識と勉強ができたことは幸いである。さらに、在京県人・同窓会等の中央大学通教部石川県支部長・同通教部全国支部連合会指導部長・七農同窓会東京支部事務局長・拓殖大学学友会常任幹事・期別代表幹事・拓大中央官公庁親睦会事務局長・拓大石川県関東 O B 会事務局長・東京押水町会事務局長・東京石川県人会・同によるまい会・能登俱楽部等で指導を受けた。現在は大蔵省白山会・嶋崎会・大蔵省主計局の①七夕会、②計友財務懇話会、③みな月会、④尚友会及び関東財務局の千代田会・主計会など又は財日本経営教育センター北陸支部・七尾農業高校同窓会常任理事等に属していますが、行政書士の各先生方のよきご指導とご鞭撻を得て、

行政書士の使命を忠実に実行していきたいと考えています。
(塙田 義一)

士業あれこれ

小生は税理士との兼業であるが、士業の最初のベースは行政書士ではないかと思う。本来、行政全般の代書人として行政書士が誕生し、ここから各専門分野としての士業が独立独占業務として現在のようになった。

行政書士の職種は数千種あるといわれるがこれらすべてに精通して専門業務とすることは難しいので、どうしても自分で専門分野を選んでその道のプロになり顧客を獲得することになる。税理士の業務は月と共にやってくる 1 か月が終ればすぐその処理が待っており、税金対策、経営判断、会計処理など待ったなしである。

行政書士の業務は多くの一般業務を有しているが要の業務で他士業の独占業務にひっかかる。非常に残念であるが、願わくば異士業懇談会のもと職務の調整、協力などを通じて相互に発展する必要があると思われます。

(長永 勇)

無題(雑感)

外は青々とした水田。早調なので車はまだ走っていない。空梅雨の様だ、毎日が日曜日なので流行のシルバー農林園へ。5 K 程の山へ。珍しく途中 2、3 人の子供に会う。奥能登は過疎地帯なので老人が多く肉体的精神的障害者の増加の老令化社会。センターを越え向って来る車、警笛を鳴らすと急ハンドル、居眠り運転か？ 交通事故の記事は毎日で車社会での交通戦争、自家用地の鯉に餌を与え

全匹無事を確認、樹木、石等の盗難も増加の様だ。路肩の草丈も一米以上だ。草刈りと排水溝に詰ったジャリ土を除く作業、補修は受益者負担か。数年前と現在を対比し社会環境の急変での5年後を思うと……。午後は読書、個人も企業も背伸びしたバブル経済、静かに反省し根本的転換の時、我々の共通の望みは、ゆとりあるよりよい生活、国際化時代外国を知り、政治家も行政も本音で語らう。難問山積、しかし増税だけでは戴けませんよ。……さん。

(南 忠雄)

「行政書士事務所って何なんだろう。」

開業3年目を迎えて最近その様な事を考えたりします。

僅か2年間ですが、携わった多種多様の事例を念頭に置いて考えてみると、行政書士事務所というのは、広く市民の法生活に関して、時には身近かなインフォメーションであり、また或る時は許認可の前提要件を検討整備するコンサルタント、更には関連する行政担当者・営業者・各士業間を連絡調整し推進するコーディネーターであるといえる様に思います。

それはたやすく応えるための基本的条件として法令条文に立ち還ること、基礎的な簿記の知識と図面作成力を養うことが必要であると痛感する昨今です。

ともかく、地域の受け皿を目指し、Hawのみに走ることを注意しながら、時々はWhat!と問うてありたいと思うのです。(京念 昇)

行政書士になって

大学を卒業し、父といっしょに社会保険労務士業を営む一方、行政書士として22才より

開業してきました。社会に出ていきなり行政書士となるわけですから、初めは右を見ても左を見てもわからないことばかりでした。初めて委託をうけ、いざ仕事にむかった時、試験で勉強したことが実務ではほとんど役に立たず、解説書を横におき、悪戦苦闘しながら書類を作成し、役所にも何度も足を運びました。そして、やっと書類が通ったときのうれしさは、今でも忘れません。

あれから8年たち、31才となりました。この仕事の難しさ、奥の深さが身にしみて感じるようになりました。

今年の9月に結婚を控え、喜びでいっぱいの今日このごろですが、これからは責任も重くなってくることを自覚し、社会保険労務士とともに行政書士を生涯の仕事として後悔のないようがんばっていこうと思います。

(河越 俊雄)

風呂

夏は夏、冬は冬でお風呂に入るのは樂しみのひとつです。

孫のお守りかたがた、久しぶりに銭湯へ行って来ました。昔の文字どおりの芋を洗うような状況とは打って変って、広い浴槽、明るい洗い場、手足を伸ばしてさっぱりした気分、何となく得をしたような気がします。孫も別天地に来たようにはしゃぎまわり、人様に迷惑がかからないかとはらはら。

もともとお寺で始まった施浴がその後、町中の銭湯になって千年とか。歴史の長いお風呂屋さんですが、家庭風呂の普及によって、最近は数が減っております。

さて、お風呂の効果と言えば、単に汗を洗い流すだけでなく汗をかいて新陳代謝を促す

ことがあります。また医療、美容にも。

銭湯に比べれば狭い我家のお風呂ですが、こんな一寸した知識を持っていると、なんとなく楽しくつろげます。(きたやま)

平和への願い

先日、広島、山口、島根県方面へ2泊3日の観光旅行をした。多くの旧所名跡などを歴訪したが、◎岩石の転在する広々とした秋吉台 ◎世界で3番目といわれる鐘乳洞の秋芳洞 ◎高杉晋作や伊藤博文など維新の英傑が育った松下村塾 ◎広島の原爆ドームなどが心に残っている。特に各所とも観光事業に力を入れており、観光バスがひきもきらず出入りし、観光客の多いのが目につくがその楽しそうな笑顔や話し声を聞くにつけて「平和な日本の国だなあ」とつくづく平和であることの幸せを実感したものである。

更に広島の原爆ドームや資料館を見学し、原爆投下による人や建物などの無残な姿形を見て、平和の大切さを一層強く感じ、平和であるときこそ平和の幸せをかみしめ、その努力が必要なのではなかろうかと思い、この旅を通じて「平和よいつまでも」との願いを深めた次第である。

(大兼政 博)

あれこれ思いのままに

1. 万年筆がボールペンになり、更にワープロがこれに変っている時期である。用具が変っても文章能力の重要性は何等変わらない。我々が体験した事、考えていることを限られた時間にありのまま表現することは容易ではない。

2. 私達がこの世に生を受け周囲の愛情、天地の恵、社会の恩恵によって日々を生かさ

れています。人はまた、それぞれに孤独である。幸を求めて右往左往している間に気がついて見ると人生のゴールが目前に迫っている、と言うのが多くの人にとての実情ではないかと思います。

3. 愛妻を「ガン」で亡くした初老の人、1人息子を交通事故で失った中年の夫婦、嫁姑の葛藤地獄から逃れた老婦人、その他様々な人があります。人の幸不幸は定めなきものである。今、何不自由のない人でもやがては老、病、死を始め、人生の苦しみを免れることは出来ない。
4. 労働時間の短縮という時代の要請を受け官庁はじめ完全週休2日制は急速に浸透しようとしている。「働く者喰うべからず」と365日1年を通じて土曜も日曜もなく働き続けた時期もあった。休むことだけが先行しているように思われる。民間企業との格差は益々拡大するばかり「社会貢献」の日があってもよいのでは……。(荒井秋重)

8号会報では業務に対する不満の意見が注目を引いた。原因は何か。対策はあるか。私の意見を申し述べたいと思います。

業務については、立法解釈によって、非行政書士は正当の業務に付隨して行う場合は、業として行政書士業務ができるとされている。自治省が付隨業と認めていない業種を除いては、非付隨性の判断は非行政書士に委されている。その当然の結果として、行政書士と他の資格者の関係ばかりではなく、他の同一資格者間でも気まずい思いになる。すっきりした解決策が望ましいと思う。

対策についてであるが、第〇条に固有業務を制定し、その業務については、立法解釈に

よって付隨業を排除してもらうことである。排除になるまで業務を狭める覚悟がいる。

第一条改定案

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を行うことを業とする。

1. (総論) 現行法のとおり。
2. (各論) 都道府県と、その出先機関に提出する許認可等に関する申請手続又は審査請求の手続を代わって行うこと。

2号新設は職域侵害をいくらか抑える効果の他、不明瞭業務を制限して罰則はおかしいとの部外の声に対応する意義がある。国家試験になると風当たりが強くなる。

なお手続行為は代理行為とした先例にならって、立法解釈を取り付けることです。

(太田 則彦)

事務局よりのお知らせ

1. 会員の方で住所、事務所の変更の方は、速やかに変更届を提出してください。

変更届が提出されないと住所、事務所の変更の事務処理がされず、連合会の登録も変更されません。また、各種の連絡、書類も旧住所、旧事務所に送付され、ご不便をかける結果ともなります。

電話連絡だけでは、変更にはなりませんので必ず登録変更届出書を提出してください。

●会員の動き

【新入会員】

○八木 史郎 (昭和6年7月29日生)

輪島市河井町1部 114番地

○山口外喜枝 (昭和12年12月17日生)

小松市日の出町3丁目 208番地

2. 行政書士会の活動を実のあるものとするには、強い政治力がなければなりません。そのためには、会の政治運動を推進する大きな原動力が必要です。それが、政治連盟です。その旨ご理解のうえ、政治連盟の会費未納の方は、速やかに納付されるようお願いします。

3. 平成4年度の総会において会費の値上げが承認されました。知事の認可があり次第各位に追加納付をお願いすることとなります。旧会費未納の方は、速やかに下記の口座に振込願います。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北国銀行本多町出張所

普通預金 30-008717

広報部だより

「会員の声が聞こえる会報」をモットーに、少しでも会員の皆様の意見を掲載したく、今回は全員の方に原稿を依頼しました。期待どおり沢山の原稿を戴き、部員一同、嬉しい悲鳴をあげながら、原稿の整理に大変でした。次回は「開業当初の思い出」「行政書士になった動機」を題材にした原稿をお待ちしております。今回同様沢山の投稿をお願いします。

表紙につきましても、写真だけでなく絵や版画等の作品も使用したいと考えておりますので、皆様の作品をお寄せください。

平成4年5月31日現在

○吉田 弘 (昭和35年5月12日生)

小松市寺町87番地

○重政 武男 (大正14年1月11日生)

金沢市新神田4丁目4-11

- 垣内 申治（昭和31年12月4日生）
金沢市新保町111街区2番地
- 龍野 恒征（昭和33年12月20日生）
石川郡野々市町堀内町504
セントラルハイム
- 内田 行雄（昭和6年11月6日生）
金沢市金石本町ニ45番地4
- 【退会者】**
- 白川 吉応（平成3年12月3日死亡）
金沢市永安町40番地
- 中川 重孝（平成4年1月9日死亡）
金沢市弥生3丁目3番10号
- 三谷 実（平成4年5月3日死亡）
金沢市材木町8番4号
- 茶谷 栄一（平成4年2月21日廃業）
松任市石同新町597番地
- 南 甚一（平成4年3月2日廃業）
羽咋市南中央町キ106番地21
- 松田 輝雄（平成4年3月5日廃業）
松任市源兵島町51番地
- 野村 秀喜（平成4年4月1日廃業）
金沢市三十苅戸6-3
- 西村 一雄（平成4年4月23日廃業）
珠洲市飯田町14部7番地
- 黒田 和嘉（平成4年4月23日廃業）
金沢市窪6丁目115番地
- 門 市治（平成4年4月23日廃業）
小松市串町南171
- 辻本 俊夫（平成4年5月11日廃業）
輪島市河井町1部123番地1

編集後記

- ◆今年の梅雨は、雨量が例年にくらべて10分の1と少なく、気温も低温続きで農作物への影響が心配されます。
- ◆定時総会を終え、各支部では、新年度の事業に着手しているころでしょうか。新米だった広報部員も2年生。会報も新年度第1号の発刊に当たります。今年度より、年3回の定期刊行を目指にして頑張りたいと思

- 松本 外治（平成4年5月18日廃業）
河北郡津幡町字中山ナ2-1

【登録事項変更】

- 谷 久夫 事務所移転
金沢市新神田4丁目12番4号
TEL 0762-92-0430
- 本多 良秋 事務所移転
羽咋市立開町ニ21-2
TEL 0767-22-7675
- 浦 辻昭 事務所移転
羽咋郡志賀町字大島8字16番地
TEL 0767-32-4408
- 川本 剛生 事務所移転
金沢市額新保1丁目1-1
TEL 0762-98-3225
- 木島 幸子 事務所移転
金沢市新神田2丁目11番17号
TEL 0762-91-6160
- 藤沢 伝重 事務所変更
金沢市西念町106街区3番
TEL 0762-24-0300
- 吉田 純一 事務所移転
金沢市高尾南3丁目163番地2
TEL 0762-98-7221
- 山田 基文 住所変更
松任市みずほ2丁目6番地7
TEL 0762-67-2255
- 垣内 典穂 電話番号変更
羽咋郡志賀町字徳田アの101
TEL 0767-37-2728

います。

- ◆第8号より新設しました「意見箱のコーナー」には、前号にも増して沢山ご寄稿いただき感謝しております。これからも、みんなの広場として大いに活用していただければ幸いと思います。
- ◆次号は、皆様のご期待に添えるような新しい企画を考えております。一層充実した会報を会員の皆様にお届けできるよう一生懸命努力したいと思います。（K.F）

MEMO

発行 石川県行政書士会 金沢市本多町3丁目2番1号 TEL 0762-65-5551

